

改正景品表示法の概要

景品表示法の目的

不当景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護

- 改正前は、不当表示等を「公正な競争を阻害」に着目して規制（独禁法の特例法）



一般消費者による選択の阻害自体に着目して規制

- ・改正後も規制の対象範囲は実質上変わらない。

規制の内容－景品類

- 規制の範囲、制限の内容は、内閣総理大臣告示により指定
 - ☞ 消費者委員会からの意見聴取・公聴会
- 現行の規制（第3条に基づく告示）
 - － 懸賞の場合：取引価額の20倍（上限10万円）
 - － 総付の場合：取引価額の2割（最低200円）
 - － 6業種（新聞、雑誌、不動産、医療関係3業種）
について業種別の定め

規制の内容－表示

□ 不当表示の種類（第4条第1項）

- 優良誤認（商品・役務の内容について著しく優良と誤認）
 - ✓ 実際のもの、競争事業者に係るものとの関係で評価
- 有利誤認（商品・役務の取引条件について著しく有利と誤認）
 - ✓ 同上
- 上記のほか、取引に関する事項について一般消費者に誤認を与えるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定するもの
 - ✓ 指定形式は告示
 - ✓ 指定については、消費者委員会からの意見聴取、公聴会

違反行為に対する措置

□ 消費者庁長官（政令により委任）による措置

➤ 措置命令（景表法第6条）

- 不当表示を行っていたことの公示
- 再発防止措置
- 不作為命令

※ 命令違反については、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科あり）。法人は3億円以下の罰金

□ 都道府県知事による措置

➤ 指示（景表法第7条）

※ 指示違反の場合、知事は消費者庁長官に措置請求可能